

1 議 事 日 程（2日目）

〔令和4年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

令和4年12月8日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第46号 太宰府市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第2 議案第47号 太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第3 議案第48号 太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第4 議案第51号 財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について
- 日程第5 議案第52号 市道路線の認定について
- 日程第6 議案第53号 大宰府展示館の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第54号 水城館の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第55号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第56号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第57号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第58号 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第59号 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第60号 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第61号 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第62号 太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第63号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第64号 太宰府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について
- 日程第18 議案第65号 太宰府市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第66号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第67号 令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第21 議案第68号 令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第22 議案第69号 令和4年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第70号 令和4年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第71号 令和4年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 議案第72号 令和4年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について

- 日程第26 議案第73号 令和4年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について
 日程第27 議案第74号 令和4年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について
 日程第28 議案第75号 令和4年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について
 日程第29 請願第4号 「意見交換会」の充実した開催を求める請願書

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	タコスキッド	議員	2番	馬場	礼子	議員
3番	今泉	義文	議員	4番	森田	正嗣
5番	宮原	伸一	議員	6番	入江	寿
7番	木村	彰人	議員	8番	徳永	洋介
9番	船越	隆之	議員	10番	堺	剛
11番	笠利	毅	議員	12番	原田	久美子
13番	神武	綾	議員	14番	陶山	良尚
15番	小畠	真由美	議員	16番	長谷川	公成
17番	橋本	健	議員	18番	門田	直樹

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長	楠田	大蔵	副市長	原口	信行
教育長	樋田	京子	総務部長	山浦	剛志
総務部経営 企画担当理事	村田	誠英	健康福祉部長	川谷	豊
健康福祉部高齢者福祉担当理事 兼高齢者支援課長	行武	佐江	都市整備部長	高原	清
都市整備部理事 兼総務部理事	山崎	謙悟	観光経済部長	友添	浩一
教育部長 兼文化学習課長	中山	和彦	教育部理事	堀	浩二
教育部理事	藤井	泰人	総務課長併 選挙管理委員会事務局長	佐藤	政吾
経営企画課長	轟	貴之	人権政策課長兼 人権センター所長	河野	貴之
社会教育課教育 施設整備担当課長	福田	久博	文化財課長	中島	恒次郎

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	木村	幸代志	議事課長	花田	敏浩
書記	陣内	成美	書記	井手	梨紗子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1から日程第4まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第1、議案第46号「太宰府市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」から日程第4、議案第51号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」までを一括議題とし、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、委員会付託を省略します。

直ちに質疑を行います。

議案第46号について通告がっておりますので、これを許可します。

7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 議案第46号「太宰府市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」伺います。

議案に添付の略歴書により、すばらしい能力と経歴の持ち主、人物であることは十分理解しましたので、この略歴書では分からない部分について。これからの太宰府市の教育をどのように充実、発展させていかれるのか、私が特に注目、重視する部分です。そこで、2点伺います。

1点目、前教育長とのビジョン、方向性に違いはあるのでしょうか。

2点目、新教育長に市長が課された具体的なミッション、任務についてご説明ください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） まず、1点目ですが、基本的に違いはございません。

2点目につきましては、初日提案理由で申し上げましたように、その知識と経験、情熱を十二分に発揮していただき、本市教育行政のさらなる発展のためにご貢献いただきたいということに尽きます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 最後の質問になります。

特に略歴書では図りかねる部分、職責に対する熱量についてお伺いします。

新教育長ご自身の意気込み、情熱についてはいかがでしょうか。もちろん新教育長ご自身でその心のうちを熱く語っていただくことになろうかと思いますが、承認の判断に当たって新教育長の職責に対する意気込み、情熱について、まずは井上和信氏を指名された楠田市長ご自身の評価をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほどご自身も申されたように、議会でお認めいただいた後に、しかるべきときにご自身から語られると認識しておりますが、もちろん私自身がこうして皆様にご提案した時点で意気込み、情熱ともに申し分ないと考えております。

○議長（門田直樹議員） よろしいですか。

これで議案第46号について質疑を終わります。

次に、議案第47号から議案第51号について、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。

議案第46号「太宰府市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第46号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第46号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時04分〉

○議長（門田直樹議員） 議案第47号「太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第47号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第47号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時04分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第48号「太宰府市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第48号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第48号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時04分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第51号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 議案第51号「財産の取得（太宰府市緑地保護地区内）について」賛成の立場で討論いたします。

これは大佐野ダム上流の緑地保護地区内の土地を用地買収、取得するもので、平成7年度からほぼ継続的に実施されています。当該事業に関わる平成6年度からの議会議事録をひもといたところ、用地買収の目的は大佐野ダム建設時の条件整備であり、想定される用地買収の対象は全体の3分の1で終わる予定でしたが、その後は水源涵養を目的に掲げて買収対象が徐々に拡大し、現在に至ります。令和4年12月時点での公有化率、買収率は46.6%と保護地区のほぼ半分の面積を取得するに至りました。先般の議案説明では、あと四、五年で買取り申出のある用地買収、用地取得を完了するとのご説明を受けましたが、あまりにも中途半端な形で事業の終わりを迎えるのではないかと大いに危惧しています。ちなみに、買収済みを示す図面は公有地と私有地が混在するまだらの状態です。ここで改めて、今までの経緯を整理し直し、事業の目的を再構築し、用地取得の計画を策定の上、事業計画と実施状況の情報発信を行うことを提案します。現在までの約30年間、費やした用地取得費は約13億5,000万円。5人の市長と多くの職員が関わってきた事業の結論を今ここにいらっしゃる皆さんで出させていただきますようお願いして、私の討論とします。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第51号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第51号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時07分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5から日程第16まで一括上程

○議長(門田直樹議員) お諮りします。

日程第5、議案第52号「市道路線の認定について」から日程第16、議案第63号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第52号については通告がありませんので、質疑なしと認めます。

次に、議案第53号について質疑を行います。

通告があつておりますので、これを許可します。

7番木村彰人議員。

○7番(木村彰人議員) 議案第53号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」。

同施設は、前回に続き同じ管理者、公益財団法人古都大宰府保存協会が公募によらない選定方法での指定になりますので、指定管理に関する条例に基づく基本的な部分について、まず2点お伺いします。

1点目、条例第5条の公募によらない候補者の選定における非公募とした具体的な理由について。

2点目、条例第3条に基づく申請内容に前回3年間と異なる部分はあるか、また評価する部分はあるか。

よろしく申し上げます。

○議長(門田直樹議員) 教育部長。

○教育部長(中山和彦) ご質問にお答えいたします。

基本的には付託された委員会にて答弁されると認識しておりますが、1点目の非公募という理由は、昭和60年以来活動いただいている大宰府史跡解説員制度や、近年では市内の小中学校と連携した子ども史跡解説員の育成、今年度文化庁に認定を受けました太宰府市文化財保存活用地域計画をはじめとした様々な取組にも参画し、多くの成果を上げておられますことから選定いたしました次第であります。

2点目の申請における現行3年間と異なる部分につきましては、現行3年間と異なる部分は

ございません。評価すべき点ではありますが、令和元年度末からのコロナ禍においても、できることを検討しつつ、継続的に地域連携を深めるとともに、市内の小中学校への出前授業や子ども史跡解説員養成など積極的に取り組んでいます。加えて、自主事業として大型展示品の更新、観光客対応、マスコミへの情報発信など、館ひいては太宰府地域の魅力を高める活動を進めており、こうした点は評価すべきと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 評価する部分についてもうちょっと踏み込んでご質問したいんですけども、同館は入館料を取るようになっていきますので、こちら辺について同じ管理の水城館と区別されると思いますが、入館料を取るに当たって、どのようにこの指定管理者が創意工夫されたか、そこら辺を詳しく、具体的に説明いただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 令和のご縁をいただいた際に、大変多くの方にお越しをいただくことになりまして、そうした中で、令和の様々な展示を増やすことによってより魅力的に図っていかうということで、その代わり、有料にすることによって経済的な、税収的な効果も上がるように努力をしてきたところであります。そうした中で、例えばですけれども、様々なケースを見やすくするような修整を行ったり、ライトを明るくしたり、またジオラマで当時の様子が分かるようなものも新たに展示に加えたり、そうした努力を重ねてきていただいていますので、今なおそうした魅力をさらに増進させるべく頑張ることで、一定の収入も得られるようなそうした展示館にしていきたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 最後の質問になります。

指定管理に関するガイドラインに基づき伺います。

非公募の場合の手続、ガイドラインにおける積極的な情報発信の実施の状況について、提案書や事業計画書とともに、特に非公募による選定の理由を公表することが重要なのですが、現状とこれからの実施方針についてご説明ください。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 3点目ですけれども、非公募の場合の手続による情報発信につきましては、市のホームページにて指定管理者制度導入施設についてということで施設名並びに指定管理者を明示し、施設ごとに指定管理者が開設しているホームページとリンクさせ、指定管理者が公開している事業計画、事業実績報告、財務資料が確認できるようにしております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） これで議案第53号についての質疑を終わります。

次に、議案第54号について質疑を行います。

通告がありますので、これを許可します。

7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 議案第54号「水城館の指定管理者の指定について」。

同施設は、前回に続き同じ管理者、公益財団法人古都大宰府保存協会が公募によらない選定方法での指定になりますので、指定管理に関する条例に基づく基本的な部分について、まず2点伺います。

1点目、条例第5条の公募によらない候補者の選定における非公募とした具体的な理由について。

2点目、条例第3条に基づく申請内容に前回3年間と異なる部分はあるか、また評価する部分はあるか。

よろしく申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 先ほども言いましたように、基本的には付託された委員会に答弁されると認識しておりますが、1点目の非公募とした理由は、昭和60年以来活動いただいている大宰府史跡解説員制度や、近年では市内の小学校と連携した子ども史跡解説員の育成、今年度文化庁に認定を受けました太宰府市文化財保存活用地域計画をはじめとした様々な取組にも参画し、多くの成果を上げておられますことから選定いたしております。

2点目の申請における現行3年間と異なる部分につきましては、現行3年間と異なる部分はありません。評価すべき点ですが、令和元年度末からのコロナ禍においても、できることを検討しつつ、継続的に地域連携を深めるとともに、市内の小学校への出前授業や子ども史跡解説員養成など、積極的に取り組んでいます。加えて、自主事業として観光客対応、マスコミへの情報発信など、館ひいては太宰府地域の魅力を高める活動を進めており、こうした点は評価すべきと考えている次第です。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） この水城館は、大宰府展示館と同一指定管理者、古都大宰府保存協会です。同施設の連携、相乗効果というところで恐らく古都大宰府保存協会、指定管理者は工夫されたところがあると思うんですけれども、ここについて言及いただけるとありがたいです。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 水城館も展示館と同じように、史跡解説員の方が非常に努力していただいて、あそこの広場でおもてなしとかそういうのをされている状況です。緊密に連携されているというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 最後の質問になります。



指定管理に関するガイドラインに基づき伺います。

非公募の場合の手续、ガイドラインにおける積極的な情報発信の実施の状況について、提案書や事業計画書とともに、特に非公募による選定の理由を公表することが重要なのですが、現状とこれからの実施見込みについてご説明ください。特に、先ほどのご回答では非公募の理由というところが回答いただけなかったので、再度この水城館についてお尋ねします。非公募の理由について、公表をなぜしないのかというところについてお尋ねします。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 先ほどご説明した分と変わりませんが、非公募の場合、手续における情報発信につきましては市のホームページにて指定管理者制度導入施設についてということで施設名並びに指定管理者を明示しております。また、個別のホームページで展示情報などを積極的に情報発信をしているということですが、要は非公募である理由の部分ということなんだと思いますが、それにつきましては現在そういう対応をしておきませんので、今後に向けて検討していくということでお答えさせていただきます。

○議長（門田直樹議員） これで議案第54号についての質疑を終わります。

次に、議案第55号について質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 議案第55号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」。

同施設は、前回に続き同じ管理者、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団が公募によらない選定方法での指定になりますので、指定管理に関する条例に基づく基本的な部分について、まず2点伺います。

1点目、条例第5条の公募によらない候補者の選定における非公募とした具体的な理由について。

2点目、条例第3条に基づく申請内容に前回3年間と異なる部分はあるのか、また評価する部分はあるのか。

よろしく申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 基本的には付託された委員会にて答弁されると認識しておりますが、1点目の非公募とした理由は、館運営の在り方について、館の目的に沿った効果的な運営をしていただいているという点でございます。

2点目の申請における現行3年間と異なる部分につきましては、現行3年間と異なる部分はありません。評価すべき点ですが、令和元年度末からのコロナ禍においても、継続的に地域連携を深めるとともに、市内外の学校についても展示会への受入れや絵画展など積極的に取り組んでいます。また、多くの収蔵品があり、施設の老朽化も課題となる中、収蔵環境は良好に維持されております。加えて、自主事業としての講座やマスコミへの情報発信など、館ひいて

は太宰府地域の魅力を高める活動を進めており、こうした点は評価すべきと考えます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 最後の質問になります。

指定管理に関するガイドラインに基づき伺います。

非公募の場合の手続、ガイドラインにおける積極的な情報発信の実施状況について、提案書や事業計画書とともに、特に非公募による選定の理由を公表することが重要ですが、非公募とする理由については先ほどお尋ねしました。なぜこの理由をホームページで載せられないのか。そのまま載せればいいと思うんですけども、なぜ載せられないのか理由をお答えください。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（山浦剛志） 載せられない理由というか、基本的には公募が原則であります。非公募もできないわけではございませんので、あえて載せないとかという、そういう認識は持っておりません。今、非公募にしたという理由を説明しましたがけれども、それが全てでございます。

○議長（門田直樹議員） これで議案第55号についての質疑を終わります。

次に、議案第56号について質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 議案第56号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」質問します。

議案書と提案理由説明に基づいてお尋ねしますが、非公募になったということで太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定にもかかわらず、公募を行わないとした理由と、またそれを決定した時期についてお答えください。あわせて、同条第2項に定める指定団体との協議を行った時期についてお教えください。お願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 基本的には付託された委員会にて答弁されると認識しておりますが、1点目の公募を行わないとした具体的な理由につきましては、市民図書館は図書館法第17条の規定により対価を徴収してはならないと定められており、事業等を行うに当たって入場料その他の収入を得ることができず、採算性が低い施設となっていること。その制約がある中で、現行の指定管理者においては市や市内公共施設、学校等と連携を図り、図書館の利用率の向上と読書活動の啓発に努めていることなど、市民サービス向上につながる運営を行っていること。また、市民図書館勤務の現行指定管理者契約職員は全員図書館司書の資格を有しておりまして、専門的な知識を持って業務を行っていること。前回管理期間において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から開館時間の確保が難しい中、できるだけ開館時間の確保に努め、自宅で過

ごす人のための予約、貸出し等の対応を行ったこと。これらの対応により利用者の満足度が向上したことも含め、公募によらない方法にて選定することとなりました。

もう一点の指定団体との協議を行った時期ということですが、指定団体との協議を行った時期につきましては、指定管理者の指定手続等に関する指定申請書の提出を依頼し、指定申請者が提出されるまでの間に仕様書の確認や業務委託内容の確認等を行った次第です。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 思っていたよりも丁寧な説明をいただきましたけれども、時期を尋ねたので、その申請書というのを受けた時期を教えてください。

（「知りたいのは日時ですか、時期ですか」と呼ぶ者あり）

○11番（笠利 毅議員） 日時ですね。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 指定申請書の提出につきましては、10月18日の起案にて決裁を取っております。それからということになります。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 確認的な質問になりますけれども、では10月18日に至るまでのしばらくの間、協議を行っていたというふうに理解すればよろしいでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） そうですね。それまでに内部協議を指定業者のほうとしておりました。そういう形で提出をお願いしたという形になります。

○議長（門田直樹議員） これで議案第56号についての質疑を終わります。

ちょっとここで両議員にお願いといいますか、確認したいんですが、質疑というのは文言や数値の確認等で通常行います。そして、ご案内のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託され、そこで詳細な質疑をされるわけです。その他の委員外の議員さんの傍聴も可能です。そこでの議論が今日付託される予定ですので、その辺のことをよくご理解の上、ただし過去にも市政にとって重大かつ喫緊な事案については、そういうふうな委員会を越えた質疑等もありました。しかし、経常的な、こういうものについての議案というのは、そういう委員会の協議があるということを重々ご理解の上お願いします。

次に、議案第57号について質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 先ほどと同様の質問にはなりますけれども、議案第57号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」お尋ねします。

原則公募であるにもかかわらず非公募としたその理由、またそれを決定した時期、また同条第2項に定めるところの指定団体との協議を行った時期、できれば日時で答えていただければ

ば。よろしくお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 基本的には、先ほどから言っていますように付託された委員会にて答弁されると認識しておりますが、1点目の非公募とした具体的な理由につきましては、太宰府市いきいき情報センター条例第1条に定められております文化に関する広範な情報の提供と交流の促進、生涯学習の普及振興、市民の健康づくりの推進、高齢者福祉の増進、NPO、ボランティア等市民活動の推進及び使用者の利便を図り、もって市民の福祉の向上に寄与することを目的として設置されていることの方針を踏まえ、現指定管理者は市との連携を図りながら利用者の要望をできる限り反映する事業展開を行うなど、市民へのサービス向上に努めておること、またコロナ禍においてワクチン接種会場として円滑な対応が図られながらも利用者の満足向上に寄与していることから、公募によらない方法にて選定することとなりました。

2点目の指定団体との協議を行った時期についてですが、指定管理者の指定手続等に関する指定申請書の提出を依頼し、指定申請者が提出されるまでの間に仕様書の確認や業務委託内容の確認等を行っております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） よろしいですか。

これで議案第57号についての質疑を終わります。

次に、議案第58号について質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 議案第58号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」伺います。

1つ、やはり同様ですけれども、非公募とした理由。これについては答弁が長くなるようであれば、第5条に市長等とはということで非公募にする場合の要件が簡潔に書かれていますけれども、そのどちらであるというような答え方でも構いませんので。また、その協議を行っていた時期をお知らせください。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 何度も申し上げます、基本的には付託された委員会にて答弁されると認識しておりますが、1点目の非公募とした具体的な理由につきましては、北谷運動公園は市民の健康づくりや運動の習慣化を図るソフト事業の実施や、各種スポーツ初心者への指導、競技スポーツのレベルアップなど、本市が求めるスポーツを通じた健康づくり、スポーツを支える環境づくり、スポーツを支える人づくりにつながる事業を効果的、効率的に行っております。その結果、令和3年度の利用者満足度が95%を超える高い評価を得ており、施設の効用発揮に努めておりますことから、公募によらない方法にて選定することとなりました。

2点目ですが、指定団体との協議を行った時期についてですが、指定管理者の指定手続等に

関する指定申請書の提出を依頼し、指定申請者が提出されるまでの間に仕様書の確認や業務委託契約内容の確認等を行っております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 再質問はございますか。

これで議案第58号についての質疑を終わります。

次に、議案第59号について質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 議案第59号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」、やはり非公募とした理由及びその協議を行った時期についてお答えください。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） すみません、基本的には付託された委員会にて答弁されると認識しております。基本的には第5条に基づいて非公募としたということで回答させていただきます。

2点目の指定団体との協議を行った時期についてですが、指定管理者の指定手続等に関する指定申請書の提出を依頼し、指定申請者が提出されるまでの間に仕様書の確認や業務委託内容の確認を行っております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 再質問はございますか。

これで議案第59号についての質疑を終わります。

次に、議案第60号について質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 議案第60号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について」。

これについては、前回の指定までは非公募による指定管理者の選定が行われてきたと承知しておりますが、今回公募すると転換した理由について。また、その公募に対する応募の状況について。あわせて、通常、公募による場合は太宰府市指定管理者制度運用ガイドラインによれば、原則指定管理期間は5年とすることになってはいますが、それを3年間としたことについてお教えいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 基本的には付託された委員会にて答弁されると認識しておりますが、1点目のこれまで非公募により指定管理者の選定が行われたと承知しておりますが、今回公募すると転換した理由につきましては、指定管理者制度運用ガイドラインに示している指定管理者制度の要件、業務に沿って検討を重ね、一部施設を公募といたしております。公募を行う理由を積極的に見いだすことに努め、施設は老朽化しているものの利用形態が比較的単純であるこ

とから公募が可能であると判断したものです。

2点目の公募に対する応募の状況といたしましては、1者の応募でした。

3点目の太宰府市指定管理者制度運用ガイドラインによる原則を離れ、指定管理期間を5年間ではなく3年間としている理由につきましては、今後3年間の結果を踏まえ、短期間でPDCAやOODAを行いながら、場合によっては複数施設を一括する選択肢も残すべく、随意選定の施設と同様に3年間にすることとしております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 2点目の応募に関する状況について再質問なんですけれども。再公募がされたかと思うんですけれども、当初の公募と再公募と、それぞれについてどのような応募状況だったのかをお伝えください。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 最初も1者が応募されておまして、書類審査を行う中で書類等にちょっと不備がありましたものですから、一応そういうことで1回そこで止まっています。その後再公募をいたしまして、改めて1者応募されて、その形で選定をしたという形になります。

○議長（門田直樹議員） 再々質問はよろしいですか。

これで議案第60号についての質疑を終わります。

次に、議案第61号について質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 議案第61号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」ですけれども、やはり今回公募に転ずるとした理由について、またその応募状況について及び5年間で3年間としたことについて簡潔に教えていただければ。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 基本的に付託された委員会にて答弁される認識としておりますが、1点目のこれまで非公募により指定管理者の選定が行われてきたと承知しておるところですが、今回公募すると転換した理由につきましては、指定管理者制度運用ガイドラインに示しております指定管理者制度の要件、業務に沿って検討を重ね、一部施設を公募といたしております。公募を行い得る理由を積極的に見いだすことに努め、施設は老朽化しているものの、利用形態が比較的単純であることから公募が可能であると判断したものです。

2点目の公募に対する応募の状況といたしましては、1者の応募になっております。

3点目の太宰府市指定管理者制度運用ガイドラインによる原則を離れ、指定管理期間を5年間ではなく3年間としている理由につきましては、今後3年間の結果を踏まえ、短期間でPDCAやOODAを行いながら、場合によっては複数施設を一括する選択肢も残すべく、随意選定の施設と同様に3年間とすることとしております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 再質問はございますか。

これで議案第61号についての質疑を終わります。

次に、議案第62号について質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 議案第62号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について」。

同施設は、前回に続き同じ管理者、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団が公募によらない選定方法での指定になりますので、指定管理に関する条例に基づく基本的な部分について、まず2点伺います。

1点目、条例第5条の公募によらない候補者の選定における非公募とした具体的な理由について。

2点目、条例第3条に基づく申請内容に前回3年間と異なる部分はあるか、また評価する部分はあるか。

よろしく申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 人権政策課長。

○人権政策課長（河野貴之） 基本的には付託された委員会にて答弁されると認識しておりますが、1点目の非公募とした具体的な理由につきましては、ルミナスは男女共同参画推進という市政運営と密接不可分な施策の拠点施設として、女性の職業能力開発支援、仕事と生活の調和推進、女性に対する暴力、ハラスメントの防止などに関する事業の実施や広報啓発、情報発信等に努めています。一方で、施設の経年劣化により採算性の追求が難しい状況です。このような施設の特性、状況を踏まえ、太宰府市文化スポーツ振興財団への随意選定となりました。

2点目の申請における現行3年間と異なる部分につきましては、現行3年間と異なる部分はありません。評価する部分は、令和3年度の利用者アンケートにおいて今後も利用したいと回答された人が約98%と高く、利用者の安定確保に努めていることがうかがえます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） ご回答の中にも施設の老朽化というワードが出てきました。これが最後の質問になりますけれども、同施設については、前回3年前の審議の中で建物の老朽化対応に非常に苦慮しているというご回答がありました。これについて評価する部分として、今回の事業計画書が出ていると思いますけれども、等にはそれらの言及はございますでしょうか。最後です。

○議長（門田直樹議員） 人権政策課長。

○人権政策課長（河野貴之） 建物の老朽化につきましては、太宰府市公共施設等総合管理計画の

ほうで、また今後検討してまいることになると思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 再々質問はよろしいですか。

これで議案第62号についての質疑を終わります。

次に、議案第63号について質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 議案第63号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」。

同施設は、前回に続き同じ管理者、社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会が公募によらない選定方法での指定になりますので、指定管理に関する条例に基づく基本的な部分について、まず2点伺います。

1点目、条例第5条の公募によらない候補者の選定における非公募とした具体的な理由について。

2点目、条例第3条に基づく申請内容に前回3年間と異なる部分はあるか、また評価する部分はあるか。

よろしくお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部高齢者福祉担当理事。

○健康福祉部高齢者福祉担当理事（行武佐江） 基本的には付託された委員会において答弁されると認識しておりますが、1点目の非公募とした具体的な理由につきましては、国の老人福祉センター設置運営要綱により、運営主体は地方公共団体または社会福祉法人が運営することを原則とするとされております。また、太宰府市総合福祉センターと建物が一体的になっており、配電盤やその他安全管理に関する設備を共有して管理されております。さらに、利用者の異変に気づいた場合、社会福祉協議会の相談事業や包括支援センターへの連絡など密に連携を取っております。そういった理由から、太宰府市社会福祉協議会への随意選定となりました。

2点目の申請における現行3年間と異なる部分につきましては、新型コロナウイルス感染症に関して重症化しやすいとされている高齢者を対象とした施設であることから、感染予防対策のため委託費や消耗薬剤などの予算が追加されているところです。また、評価できる部分は1点目でも述べたところですが、高齢者支援課と密に連携し、福祉的視点を持ちながらサービスの提供に努め、必要に応じて社会福祉協議会の総合相談や高齢者支援課への介護予防サービスにつなぐといった連携が構築できているところです。

以上です。

○議長（門田直樹議員） よろしいですか。

これで議案第63号についての質疑を終わります。

議案第52号は建設経済常任委員会に付託します。議案第53号から議案第61号までは総務文教



常任委員会に付託します。議案第62号及び議案第63号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17から日程第19まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第17、議案第64号「太宰府市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について」から日程第19、議案第66号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。議案第64号から議案第66号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第64号から議案第66号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第20 議案第67号 令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について

○議長（門田直樹議員） 日程第20、議案第67号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

通告があつていただきますので、これを許可します。

7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 議案第67号「太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」、賛成の立場で討論いたします。

当該補正予算は、その財源のほぼ全てを地方創生臨時交付金によります。この交付金は、新型コロナウイルス対策をはじめとする国の定める推奨事業メニューに沿えば何にでも使える、地方の裁量に任せた自由度の高いものです。しかしながら、実施計画を期限までに提出しなければならないことや年度内、来年の3月末までに予算執行のめどをつけなければならないことなどから、予算の説明、審議もそこそこ本日の大急ぎの採決となりました。自治体の即応力がこんなときにこそ試されるのだと言われそうでもありますが、自分としては国の交付金制度があまりにも酷であると言わざるを得ません。さらに、予算の内容、使い道は多岐にわたり、予算の

限度額いっぱい積み上げた感じであり、その目的、効果が見えないものが多数散見されます。交付金はもらえるが、事業の執行で苦しむ構図が目に見えるようですが、自分としては国の事業設計の不備に起因するものであらうと考えます。何より、赤字国債を財源とする事業は次世代へのツケ回しであり、無責任な交付金のように感じます。しかしながら、交付金を活用する限りは実施計画に掲げた事業成果を上げるべく頑張るしかないのですが、さらに国は交付金を活用した事業効果の検証を求めるとのこと。事業効果の検証をするのは当然のことながら、何とも後味の悪さを感じます。事ここに至っては皆さんの頑張りに期待しますとしか言いようがないのですが。

以上、私の賛成の討論といたします。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時48分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第68号 令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について

○議長（門田直樹議員） 日程第21、議案第68号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 議案第68号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）」4ページの第3表債務負担行為補正について質問いたします。この中にあります学業院中学校に関連する3項目について質問いたします。

1点目、学業院中学校施設整備基本計画策定業務委託料。これが期間が令和4年度から令和5年度までというふうになっております。この令和5年度中に計画策定を目指すのか。それに伴う策定委員会の構成について、人数選出区分など決まっておればお示しをください。

2点目、学業院中学校仮設校舎建設設計監理業務委託料。これは期間が令和4年度から令和5年度までとなっております。生徒の増加が急激に進むと考えられています学業院中学校区環境の中で、大規模校化する解消を進めてほしいとこれまでも発言をしてきましたが、その方法の一つとして校区見直しの議論が進んでいるのか、進捗をお聞かせください。

3点目、学業院中学校仮設校舎賃貸借料についてです。期間が令和4年度から令和10年度までとなっております。仮設校舎の予定教室数、普通教室、特別教室、支援級の数などをお知らせください。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 基本的には付託された委員会にて答弁されると認識しておりますが、まず1点目の学業院中学校施設整備基本計画策定業務委託料については、債務負担で予算を計上しており、令和5年度中の計画策定を目指します。策定委員会は開催せず、専門の設計コンサルタントに業務委託する計画です。学校とは別途協議していきたいと思っております。

2点目、学業院中学校仮設校舎建設設計監理業務委託料についてですが、学業院中学校区で宅地開発等が増加し、今後生徒数が増加することは生徒数の将来予測で見込んでおります。この予測に基づきますと令和6年度から教室が不足し、令和10年度にピークを迎え、その後は緩やかに減少していく見込みでございます。こうした予測を踏まえ、あらゆる方策を勘案しつつ、計画を策定してまいります。

3点目です。学業院中学校仮設校舎賃貸借料については、現在、令和6年度から増加し、令和10年度にピークを迎え、その後は緩やかに減少していく推計を立てておるところで、仮設校舎の予定教室数は現時点では8教室程度を想定しております。将来的な生徒数の推移などを踏まえ、検討してまいりたいと思っております。仮設校舎に配置する普通教室、特別支援教室等の配置につきましては、今後学校と詳細な協議を行い、決定していきたいと思っております。建設は令和5年度末の完成を目指します。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 再質問はございますか。

13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 再質問させていただきます。

1つ目の整備基本計画策定業務委託料に関連してですけれども、学校施設整備基本計画が令和2年8月に案として策定されていますが、この中で学業院中学校は大規模校というふうに判断をされておりまして、改修のモデルプランとして建て替えた場合と長寿命化改修した場合との概算が算出されていますが、これはどちらの方向で進めていくのかというのは決まった上で今回業務委託をするのでしょうか。そこだけお知らせください。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） この基本計画の策定についての業務内容といいますか、そこらにつきましては、学業院中学校の施設を老朽化対策ということで、学校用地が狭小であり、かつ埋蔵文化財など配慮すべき事案が多くて、生徒の増加や教育の多様化などを踏まえて、俯瞰的、総合的な計画が必要であるということで考えております。基本計画では様々な条件を整理して、施設規模や配置、様々な課題解消に向けて、今後検討を行っていくところとしております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 再々質問はございますか。

（13番神武 綾議員「ありません」と呼ぶ）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第68号は9名の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

お諮りします。

予算特別委員会の委員は、委員会条例第5条第1項の規定により、

| | |
|--------------|---------------|
| 2番 馬場 礼子 議員 | 4番 森田 正嗣 議員 |
| 7番 木村 彰人 議員 | 10番 堺 剛 議員 |
| 11番 笠利 毅 議員 | 12番 原田 久美子 議員 |
| 14番 陶山 良尚 議員 | 16番 長谷川 公成 議員 |

そして私、18番 門田直樹

を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9人の議員を特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

次に、予算特別委員会の正副委員長を慣例によって決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長は総務文教常任委員会委員長の陶山良尚議員、副委員長は各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は環境厚生常任委員会副委員長の長谷川公成議員とすることに決定しました。

予算特別委員会は、さきの議会運営委員会で決定したとおり、12月14日午後1時から開催することとしております。各委員及び説明者の皆さんは出席をよろしくお願いいたします。

議案第68号は予算特別委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22から日程第24まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第22、議案第69号「令和4年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」

について」から日程第24、議案第71号「令和4年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第69号から議案第71号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第72号 令和4年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（門田直樹議員） 日程第25、議案第72号「令和4年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第72号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時57分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第73号 令和4年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（門田直樹議員） 日程第26、議案第73号「令和4年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところの通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第73号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議案第74号 令和4年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（門田直樹議員） 日程第27、議案第74号「令和4年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

お諮りします。

本案は、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第74号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時58分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議案第75号 令和4年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（門田直樹議員） 日程第28、議案第75号「令和4年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第75号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 請願第4号 「意見交換会」の充実した開催を求める請願書

○議長（門田直樹議員） 日程第29、請願第4号「「意見交換会」の充実した開催を求める請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

7番木村彰人議員。

〔7番 木村彰人議員 登壇〕

○7番（木村彰人議員） 請願第4号「「意見交換会」の充実した開催を求める請願書」について説明いたします。

「太宰府市民と太宰府市議会および議員とのより充実した「意見交換会」の実現に向けて」という副題がついています。

請願の提案者は、小池隆様。紹介議員は私、木村彰人です。

請願の趣旨としては次のとおりです。

太宰府市議会は、議会基本条例第4条第2項に基づき意見交換会を開催している。今年度は7月18日の第1回開催に続き、11月13日の第2回となる意見交換会が開催された。しかしながら、その内容は、基本条例がうたう議会、議員が市民の多様な意見や要望を把握するという趣旨にははるかに程遠いものであった。市民に開かれた議会運営と広報広聴の充実を図るために、ぜひとも議会基本条例並びに自治基本条例に掲げた趣旨に忠実に意見交換会を実施していただくよう請願するというものです。そして、請願する内容として具体的に列記しています。

1点目、意見交換会を市民と議員が自由に意見交換できる場所にすること。

2点目、市民の多くが参加できるように開催場所、開催日時及び開催回数を改善すること。

3点目、参加者の質疑、要望を貴重な意見として議会運営、政策提言及び意見交換会のさらなる充実に生かすこと。

以上、3項目を請願するものです。

請願の理由としましては、まず11月13日に開催した意見交換会での参加者皆さんの発言の中にその理由をはっきりと読み取ることができます。少々長くなりますが、皆さんの発言に耳を傾けてみましょう。

今回の意見交換会について、大いにフラストレーションがたまっている。意見交換会には17人の議員が出席しているものの発言するのは数人だけであり、残りの議員はひな壇に単に上がっているだけだ。参加した太宰府市民の心情として、各議員がどのように考えているのかという点について議員個々に意見や見解を聞きたいものである。なぜこのような事態が起きたのかと考えると、議会を代表して答えろと言われたら、答えられる人は数人に限られてしまうのは明白である。このような実情を踏まえて、太宰府市民と太宰府市議会との意見交換会ではなく、太宰府市民と太宰府市議会議員との意見交換会を開催すべきであり、提案する。意見交換会の場においては、各議員と意見交換をできる場として、各議員が個人としての意見や考えを言える機会をつくっていただきたいと考えており、そうでないと、単に出席して帰るだけの太宰府市議会議員はかわいそうである。意見交換する会場の大小や参加者の多い少ないよりも中身が重要であり、中身の濃い意見交換を自由闊達にやっていくためにも、太宰府市議会議員が少人数のグループに分かれて各公民館を回っていくことを提案する。例えば、定数18人の太宰府市議会の場合、市議会議員3人で1組を組織すると6グループをつくることができ、仮に各組で年間4回実施すると24自治区の公民館を回る計算になる。さらに計算上において、4年の任期中に各自治会を2回以上訪問して市民との自由闊達な意見交換を実現することができ

る。一太宰府市民として、意見交換会の在り方について各議員がどのように考えているのかについて知りたいと考えており、太宰府市議会としてよく議論していただき、その結果について公表すべきであると考えている。

以上が参加者皆さんの発言の抜粋になります。

皆さんの意見交換会への厳しい評価とともに、改善を求める強い思いと、何より意見交換に対する大きな期待が込められているものと考えます。そして、自治体運営の基本原則である太宰府市自治基本条例と、議会自らが制定した太宰府市議会基本条例には、意見交換のあるべき姿を示唆する条文が随所に存在しています。関連する条文の趣旨をまとめて意見交換会を言い表すならば、議会と議員は開かれた議会運営の下に、市民の多様な意見や要望を的確に把握し、それらを議論と政策形成に反映させるとともに、市民に対して積極的かつ分かりやすく説明する責任を果たす。これこそが本来の意見交換会であると考えます。参加者皆さんの発言も、この本来の意見交換会を求めたものでした。

以上、請願の趣旨をご理解いただき、ご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第4号は、太宰府市議会会議規則第139条第1項の規定により委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 「「意見交換会」の充実した開催を求める請願書」に賛成の立場で討論させていただきます。

市民の要望を聞くだけであれば、現在、市役所1階でも受け付けてあるような用紙に記入していただく形と大差ないように感じます。現在の意見交換会は議会と市民の意見交換会ということで、議員個人としての考えを述べる場ではありませんし、質問に対する返答も議会として返答するというのでその場で返答することは難しくなります。きちんと議会として回答するためには一旦持ち帰り、改めて担当部署に意見を求めるなどして、全員協議において考えをまとめる必要があるのではないかと思います。その点においても現状は不十分であると感じています。より深く市民の方々の要望を把握するためには、意見を伺うだけではなく、対話を用いてお互いの思いを交わすことが重要であると思います。その点からも、議会としてだけではなく議員としても意見交換会の場で自由に対話ができることを望みますし、開催場所、開催日

時、開催回数におきましても、たくさんの方々の声を聞くためにオンライン開催であったり、議員数人で数か所の公民館を回るような小規模での複数回というような形も必要なのではないかと思えます。

以上の点から、意見交換会の充実した開催を求める請願に賛成とさせていただきます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 賛成の立場で討論を行います。

この請願は、本年2回開かれた市議会意見交換会についての評価、表現を集めたものと、自治基本条例、議会基本条例への言及によって構成されています。条例を尊重しないという議員はいないはずですが、参加された市民からの意見や請願者からの提言項目については議員それぞれに異なる見解があると考えられます。その見解次第によって請願採択の可否を判断するという考え方はあると思いますが、私はそのような考え方はせずに判断したいと思えます。一つ一つあるいは一人一人異なる意見を受け止めて次の改善点を見いだして実践していくと、その過程こそが意見交換そのものであると考えるならば、個々の意見についてここで言及する必要はなく、請願は丸ごとそのまま議会として受け止めればよいと考えられます。ただ、1つだけ一議員として言えば、請願でも条例でも、一つの熟語となって使われている広報と広聴がもっとうまく連動させることができるならば、議会としてもよりよい活動ができるのではないかと考えています。

以上をもって賛成討論に代えます。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はありませんか。

3番今泉義文議員。

○3番（今泉義文議員） 反対の立場で討論させていただきます。

今回いただきました請願はありがたいとは思っています。

反対の理由としまして、1点目です。

太宰府市議会基本条例、第4条第2項情報発信及び広報広聴の充実。こちらの請願書の一番最後のページにも記載がありますが、議会は広報広聴の充実を図るため、市民との意見交換会を開催するものとするがあります。この条例は、議会はこの文言で始まっています。各議員も市政について詳しく勉強していますが、意見交換会で出される市民の方々からの意見に対しては、議会として答えるほうが適切であると考えます。そのことから、議会の代表として議長あるいは各常任委員会の委員長が答えることが適切であると考えます。

反対の理由としまして、2点目です。

市民の方々が各議員と自由に意見交換を望まれる場合は、各議員と直接連絡を取っていただいたり、各議員の市政報告の場を使っていただいたりするほうがよいと考えます。その理由は、今後も意見交換会が予定されていますが、意見交換会が開催されるまで市民の方々のご意見を伺えないので、できるだけ早く市民の方々の意見を聞かせていただいたほうがよいと考えたからです。

以上で反対討論を終わらせていただきます。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はありませんか。

2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 賛成の立場から討論いたします。

私自身、初めて市民の皆様との意見交換会に参加いたしました。そして、そこで感じたことは、市民の皆様からいただいた声と全く同じです。現在の意見交換会は、従来のやり方がそのまま継続して行われていると聞いております。この請願の内容、また回収したアンケートの内容を見ても、現在の意見交換会の在り方に関してのご意見が多々ありました。意見交換会は何のために行われているのか、誰のために行われているのかを考えると、この請願をきっかけに大幅に変えようということではなく、古きよき内容は温存し、少しずつマイナーチェンジしていくことでこれからの新しい意見交換会の在り方を考えるべきときが来ているのではないかと思います。

よって、賛成の意見とさせていただきます。

○議長（門田直樹議員） ほかにございませんか。

4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 賛成の立場から討論させていただきます。

今までの2回の議会と市民との意見交換会についてのご感想という形で、この請願は起きてきております。実情といたしましては、一応議会としてのお答えをするということで統一した発言を議長あるいは各委員長が発言されるということがございますけれども、事実のところを申しますと、その場でいわゆる議会として固定したい意見、あるいはその委員会として固定した意見というものがあるとはちょっと思えないところがございます。といいますのは、その場で初めて具体的な問題点が出てきて、その後それを議会へ持ち帰って、あるいは委員会へ持ち帰ってそれぞれ検討した結果、結論が出ていくものだと、プロセスとしてはそういう形になるんだと思います。したがって、今のやり方に固執される必要はないかと思います。あくまでも議会は市民にどういうご意見があるのかと、そのことについてこの先どういうふうな検討をしていけばいいのかという形において、運用を図られるのは望ましい形ではなからうかと思っております。

よって、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第4号「「意見交換会」の充実した開催を求める請願書」を採択することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（門田直樹議員） 少数起立です。

よって、請願第4号は不採択とすることに決定しました。

〈不採択 賛成6名、反対11名 午前11時14分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月16日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前11時14分

~~~~~ ○ ~~~~~